

■その他

I. 自然斜面や擁壁からの離隔が不要となる時

- i 法指定を受け対策工事が完了している場合（必要な場合は、管理者に確認のこと）
- ii 土質調査を行い、その結果をもって斜面安定計算を実施し、安全性（待ち受け擁壁や補強工事などの施工を含む）が確認された場合
- iii 市、県又は国が管理する道路や用水等の擁壁で、管理者の確認が行われた場合
- iv 「土地区画整理事業」、「宅地造成等規制法」、「建築確認申請（工作物）」、「金沢市がけ地防災工事」によって築造された擁壁で、事業完了後及び検査完了後、適正な維持管理が行われている場合で、昭和56年6月1日（建築基準法の一部改正）以降に築造されたものであること
ただし、欠陥（割れ目、変形、水抜き孔の欠落など）がない場合に限る
- v 「土地区画整理事業」施行中で、当該事業により築造された擁壁の場合
- vi その他、道路建設課がけ地対策室の職員に相談してください

※上記に該当する証明図書を提出してください。

II. 敷地が土砂災害特別警戒区域にあるとき

敷地が、土砂災害特別警戒区域にあるときは、建築物が土砂崩れによって破損しないために、土砂の衝撃及び崩土の堆積圧に耐えられる強度を備えた擁壁などの築造が必要となります。

詳しくは、

石川県 県央土木総合事務所 河川砂防課にご確認ください。

TEL 239-3903

相談窓口 金沢市 道路建設課 がけ地対策室

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 220-2612 FAX 260-7194

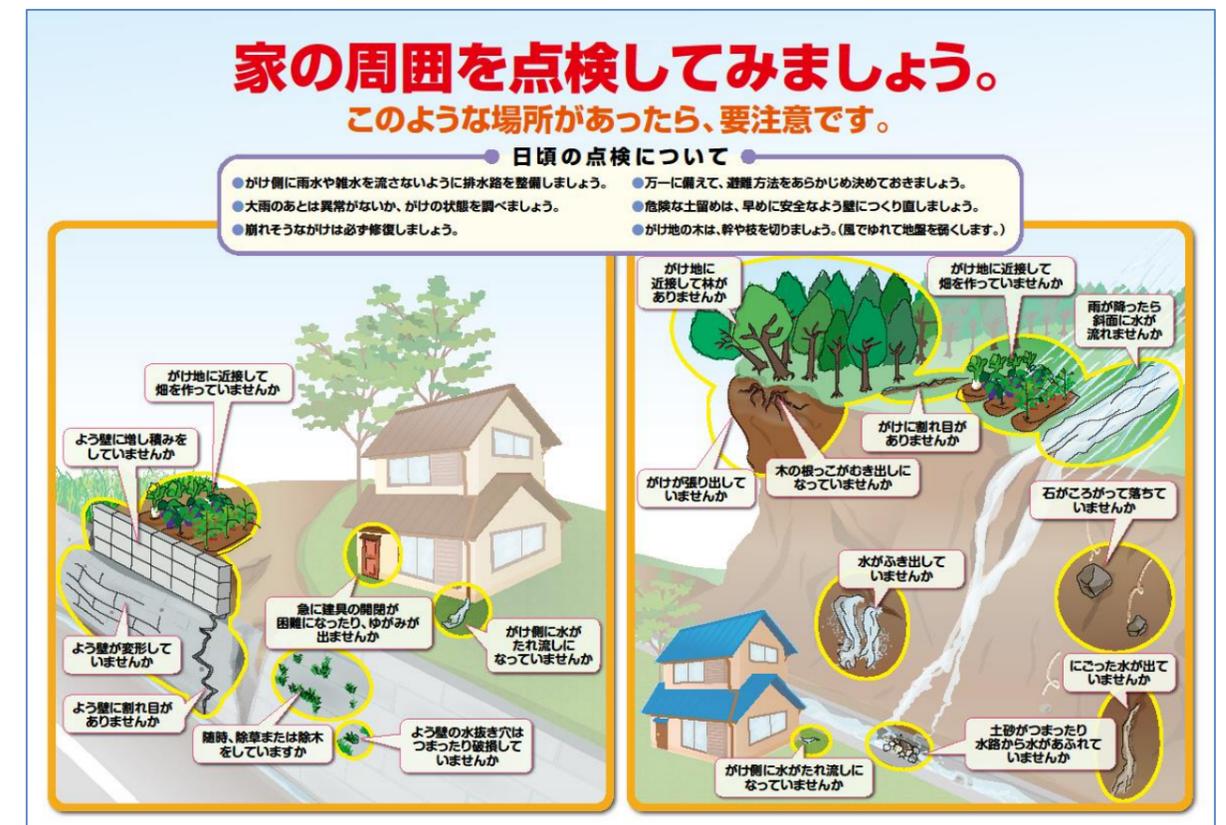
E-mail:gakechi@city.kanazawa.lg.jp

がけ地から建物を守るために

「自然斜面の崩壊」や「擁壁の倒壊」の影響を受けない
建物配置についての離隔基準

建築行為の届出前に・・・

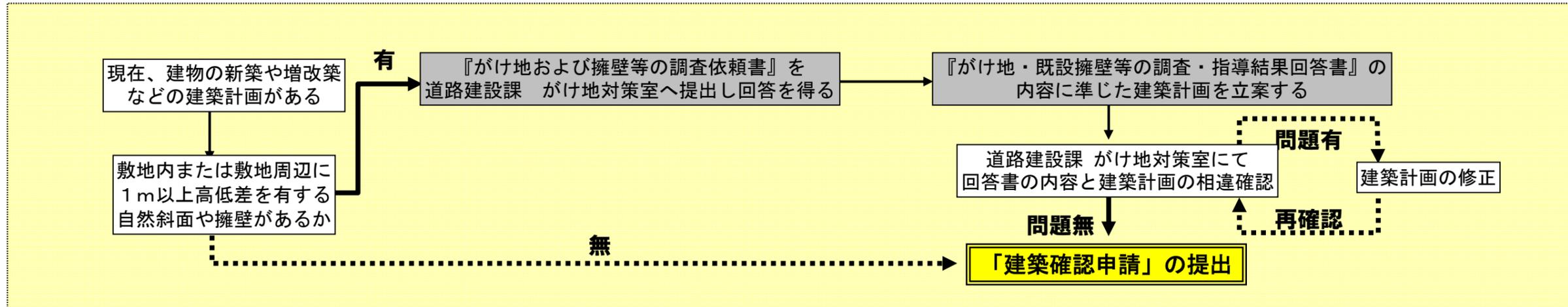
敷地内または敷地周辺に**1m以上**の高低差を有する自然斜面や
擁壁がある時は、**敷地の安全確認が必要**となります。



金沢市 道路建設課 がけ地対策室

※「建築確認申請」の提出前に、建物の建築予定地の安全確認が必要です。
 下記に該当する方は、道路建設課 かけ地対策室へ必要書類の提出またはご相談ください。

『建築確認申請』提出までの流れ



『かけ地・既存擁壁等の調査・指導結果回答書』の回答例

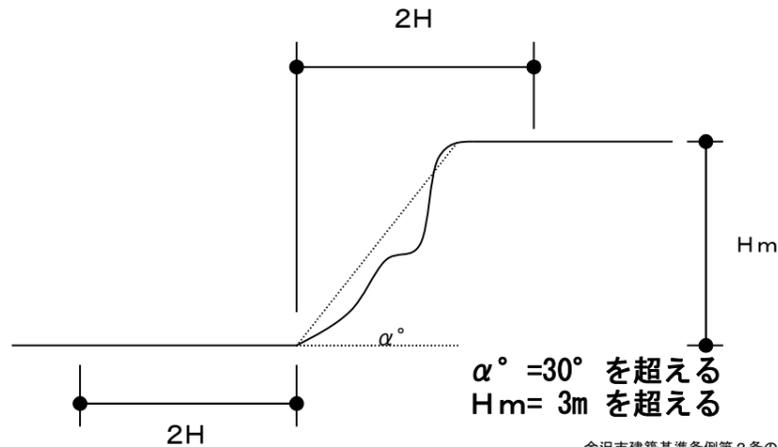
自然斜面のときは...

チェックポイント

- ・斜面が3mを超える高さであるか
- ・斜面が30°を超える勾配であるか

該当する

- 自然斜面の上または下に敷地があるときは金沢市建築基準条例第2条に準じて建物を離します。



擁壁のときは...

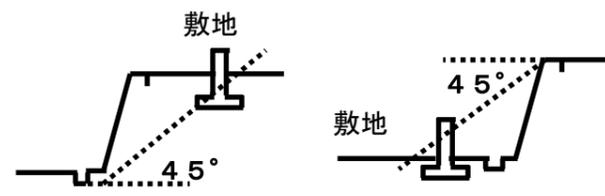
チェックポイント

- ・割れ目（亀裂やクラック）がないか
- ・不自然な傾き出し（変形）がないか
- ・水抜き孔（パイプ）が設置されていないまたは壊れている
- ・その他、不自然な様子が伺える

該当しない

該当する

- 原則として、擁壁の上端または下端から45°ライン以上建物を離します。ただし、深基礎又は高基礎にすると近接が可能となる場合があります。



- 原則として、擁壁の上端または下端から30°ライン以上建物を離します。ただし、深基礎又は高基礎にすると近接が可能となる場合があります。

